



平成22年3月改訂

優雅な人生へのパスポート

# ManuPort



「ManuPort」は、特別勘定の運用実績に基づいて、将来の年金額、解約返戻金額および死亡給付金額等が変動する生命保険商品です。

## Manulife 生命保険株式会社

変額個人年金保険（年金総額保証Ⅱ型）

この保険の引受保険会社はManulife生命保険株式会社です。日興コーディアル証券株式会社はManulife生命保険株式会社の募集代理店です。

### クーリング・オフ（お申し込みの撤回・ご契約の解除）制度について

- マニユポートは、クーリング・オフ（お申し込みの撤回・ご契約の解除）制度の対象です。
- お申し込み後、ご納得いかない場合、お申込者またはご契約者は、ご契約の申込日から申込日を含めて8日以内であれば、書面（封書）によりご契約のお申し込みの撤回またはご契約の解除をすることができます。これを「クーリング・オフ」制度といいます。この場合にはお申し込みいただいた金額を全額お返しします。
- ご契約のお申し込みの撤回またはご契約の解除は、封書により上記の期間内（8日以内の消印有効）にManulife生命の本社宛まで、お申し出ください。

ご契約の検討・申し込みの際の重要な事項は、「契約締結前交付書面（契約概要/注意喚起情報）」に記載しています。ご契約前に十分にお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申し込みいただきますようお願いいたします。

「ご契約のしおり/約款」「特別勘定のしおり」は、ご契約についての大切な事項、必要な保険の知識等についてご説明しています。ご契約の際には必ず、ご一読のうえ大切に保存してください。

〈「ご契約のしおり/約款」記載事項の例〉

- |                                   |                               |
|-----------------------------------|-------------------------------|
| ● クーリング・オフ（お申し込みの撤回・ご契約の解除）制度について | ● 告知義務について                    |
| ● 保険会社の責任開始期について                  | ● 死亡給付金・死亡一時金等をお支払いできない場合について |
| ● 特別勘定および資産運用について                 | ● 積立金について                     |
| ● 諸費用について                         | ● 解約および一部解約について               |

### ● 保険契約の解除・取消・無効について

・告知していただいた内容が事実と違っていた場合には、告知義務違反として保険契約を解除させていただくことがあり、死亡給付金等の支払事由が発生してもこれをお支払いできない場合があります。

なお、保険契約を解除した場合、解約返戻金があればその金額をご契約者等にお支払いします。

・保険契約について、詐欺による取消となった場合や、死亡給付金等の不法取得目的による無効となった場合、受け取った保険料は払い戻ししません。

詳細については「契約締結前交付書面（契約概要/注意喚起情報）」「ご契約のしおり/約款」を必ずご覧ください。

### ● 「生命保険契約者保護機構」について

・Manulife生命保険株式会社は「生命保険契約者保護機構」に加入しております。

・生命保険会社の業務または財産の状況の変化により、ご契約時にお約束した保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。

・なお、生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも、ご契約時の保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。詳細については、生命保険契約者保護機構までお問い合わせください。

生命保険契約者保護機構：TEL / 03-3286-2820【月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く） 午前9時～正午、午後1時～午後5時】  
ホームページ / <http://www.seihohogo.jp/>

- 日興コーディアル証券株式会社は「ManuPort」の引受保険会社であるManulife生命保険株式会社の支払能力を保証するものではありません。

くわしくは、変額保険販売資格をもつ募集人にご相談ください。

日興コーディアル証券株式会社の担当者（生命保険募集人）は、お客様とManulife生命保険株式会社の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約はお客様からの保険契約のお申し込みに対してManulife生命保険株式会社が承諾したときに有効に成立します。また、変額個人年金保険（年金総額保証Ⅱ型）の取り扱い、生命保険募集人のうち、生命保険協会にて別途定められた規定に基づき変額保険販売資格を登録した募集人のみが取り扱いを行うことができます。なお、お客様が募集人の権限等および変額保険販売資格に関しまして、確認をご希望される場合は、ご遠慮なく下記照会先までご連絡ください。照会先：Manulife生命 電話：0120-925-008 お問い合わせ時間：月～金曜日 9時～17時（祝日および12月30日～1月3日は休業とさせていただきます。）

[引受保険会社]

## Manulife 生命保険株式会社

ホームページ / <http://www.manulife.co.jp/>

変額年金カスタマーセンター

☎ 0120-925-008 受付時間 / 月～金曜日 9時～17時

祝日および12月30日～1月3日は休業とさせていただきます。

# それは、優雅な人生へのパスポート。

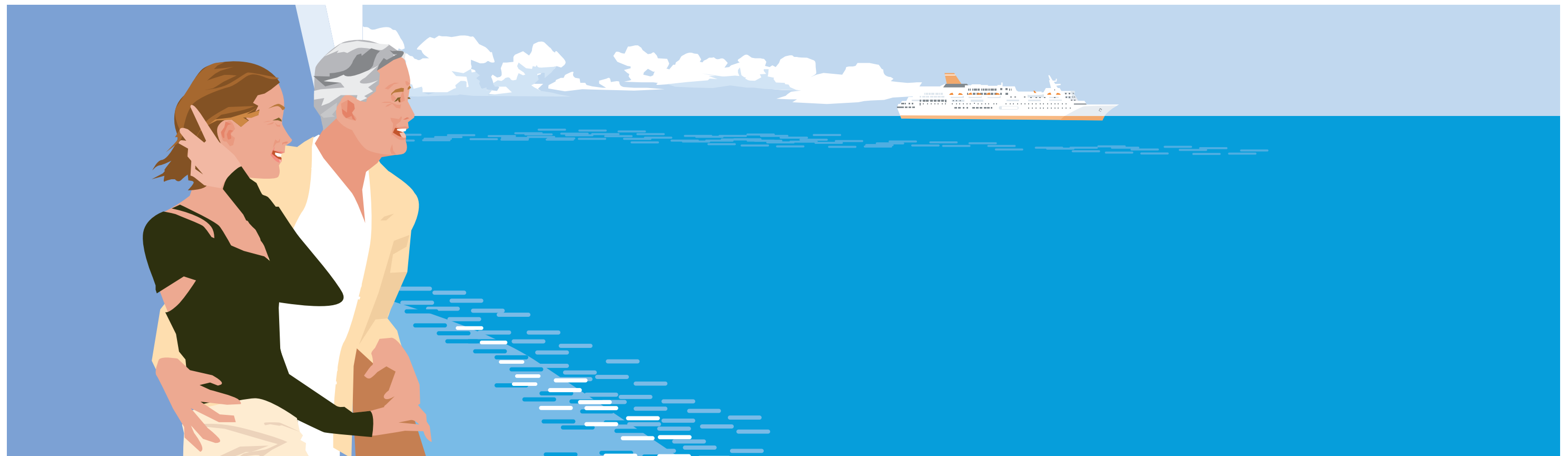
充実した人生をすごしてきたからこそ、築き上げた資産を活用し、“いま”を楽しむ…。

自分自身を解放し、新しい可能性を見つけるサードエイジという旅にでませんか？

あなた自身が主役の「サードエイジ」。

クルージングのお供には、マニュポートをお忘れなく。

## マニュポート ManuPort



### 運用のリスクについて

変額個人年金保険(年金総額保証Ⅱ型)の資産は、特別勘定での運用期間中、主に投資信託を通じて国内外の株式・債券等で運用しており、運用実績が積立金額・将来の年金額等の増減につながります。このため、株価や債券価格の下落、為替の変動等により、積立金額および解約返戻金額(一部解約した場合、解約返戻金額と年金額等のお受け取りになる金額の合計額)が払込保険料を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。その有価証券の価格や為替の変動等に伴うリスクは、据置運用期間中はご契約者、年金受取開始日以降は年金受取人に帰属します。

### 本商品にかかる費用について

#### ◆ご契約時にご負担いただく費用

ご契約時に一時払保険料から控除します。

一時払保険料の**3%**

**契約初期費用** 契約初期費用を控除した後の金額を特別勘定に繰り入れます。  
特別勘定への繰入日は、ご契約日よりご契約日を含めて8日目となります。

#### ◆特別勘定での運用期間中にご負担いただく費用

特別勘定での運用期間中は、毎日、以下の費用(各年率に1/365を乗じた金額)を積立金から控除します。

**保険関係費** 特別勘定の資産総額に対し年率**2.56%**

**運用関係費** 特別勘定の投資対象となる投資信託の信託財産に対し(信託報酬\*)年率**0.33915%**(税抜0.323%)

\*運用関係費には、特別勘定の投資対象となる投資信託の信託報酬などが含まれます。信託報酬以外にかかる費用(信託事務の処理に要する費用、受託者の立て替えた立替金の利息ならびに、この信託の監査人、法律顧問および税務顧問に対する報酬および費用など)は、費用の発生前に金額や割合を確定することが困難なため表示することができません。また、これらの費用は特別勘定がその保有資産から負担するため、基準価額に反映することとなります。したがって、お客様はこれらの費用を間接的に負担することとなります。

※運用関係費は、運用手法の変更、運用資産額の変動等の理由により将来変更される可能性があります。

#### ◆遺族年金受取期間中にご負担いただく費用

遺族年金の年金受取日に責任準備金から控除します。

**年金管理費** 年金額に対し**1%**

#### ▲当パンフレットにおける「年金総額の最低保証」表記について

- 毎年支払われる年金には、雑所得として所得税・住民税が課税されますが、その税額については考慮していません。
- 年金支払時の雑所得の金額が25万円以上となる場合、その金額の10%が年金額から源泉徴収税額として差し引かれますが、その税額については考慮していません。そのため、「ボーナスプラン」の場合、源泉徴収税額を差し引いた後の年金総額は、一時払保険料の105%を下回ることがあります。

※税務上のお取り扱い、平成22年2月現在の内容であり、今後変更される可能性があります。個別の税務等の詳細については税務署や税理士等、専門家にご確認ください。

1年据置運用の「早期受取プラン」、5年据置運用の「ボーナスプラン」のど  
 ご注意いただきたいポイント お選びいただいたプランをご契約後に変更することはできません。

ちらかをお選びいただけます。



最短1年で年金のお受け取りがスタート\*。 \*早期受取プランの場合

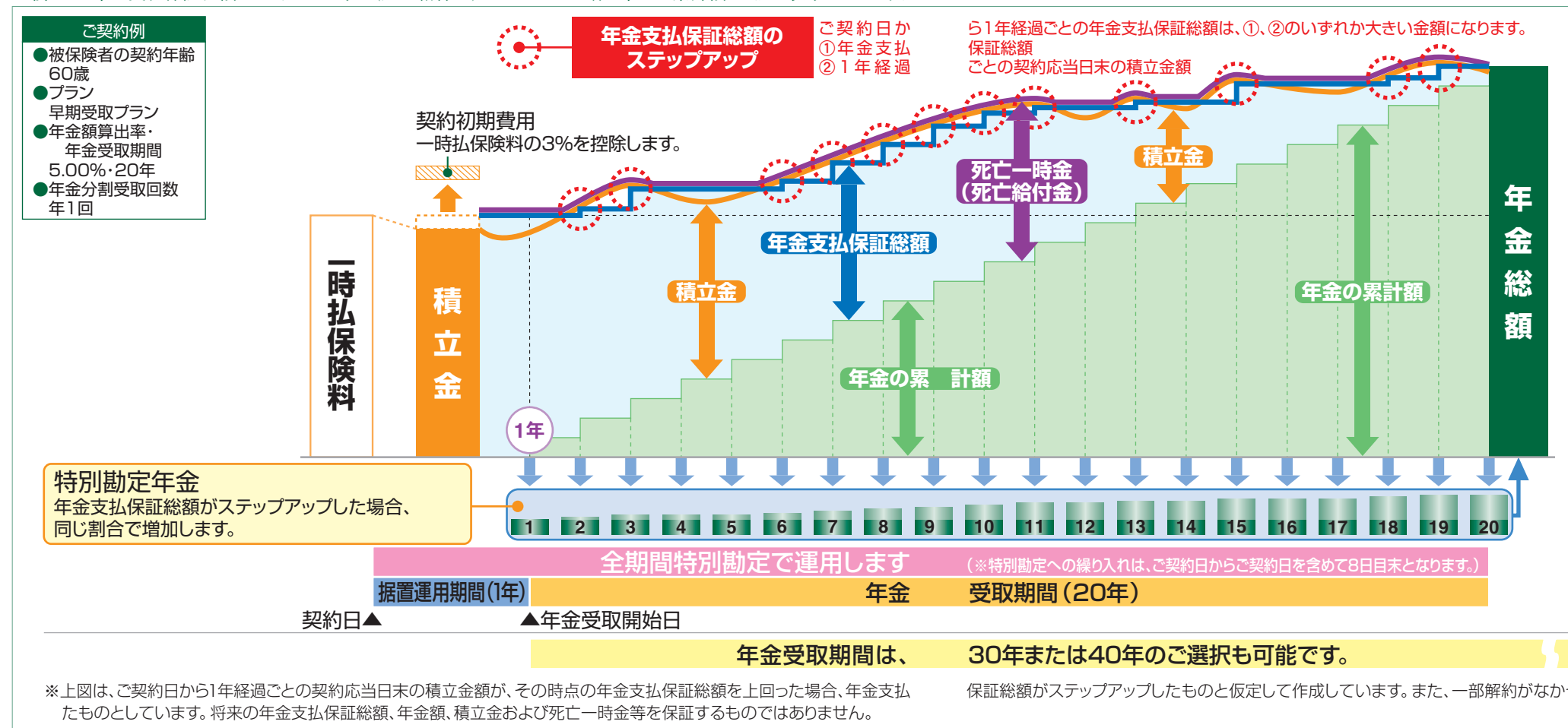
「早期受取プラン」はご契約日の1年経過後より、  
 「ボーナスプラン」はご契約日の5年経過後より、特別勘定年金\*をお受け取りいただけます。  
 (「早期受取プラン」☞5~6ページ、「ボーナスプラン」☞7~8ページ)

ご契約時にライフプランにあわせた年金の受取方法をお選びいただけます。

年金額算出率*2・年金受取期間	年金分割受取回数
5.00%・20年	年1回・年6回(隔月)・年12回(毎月)のいずれか
3.33%・30年	
2.50%・40年	

\*年金額算出率・年金受取期間は年金のお受け取りが開始されるまで、年金分割受取回数は全期間を通じて変更が可能です。(「特別勘定年金」☞17ページ)

早期受取プランのイメージ図 積立金と年金支払保証総額は、年金をお受け取りいただいた分、減少します。  
 ※積立金、年金支払保証総額および死亡一時金(死亡給付金)は、それぞれの線と年金の累計額との差で表示しています。



用語のご説明

\*1 特別勘定年金  
 年金受取期間中に特別勘定で資産を運用する年金を特別勘定年金といいます。当パンフレットでは「ご契約のしおり/約款」などに記載されている「保証金額付特別勘定年金」を「特別勘定年金」と表記しています。当保険商品における年金種類は特別勘定年金のみとなります。くわしくは17ページ「特別勘定年金」をご覧ください。

\*2 年金額算出率  
 年金受取開始時の年金額を算出する際に使用します。くわしくは17ページ「特別勘定年金」をご覧ください。なお、当パンフレット内における年金額算出率は、小数点第3位以下を切り捨てて表記しています。年金額算出率3.33%の場合、実際に年金額を計算する際には「1/30」を乗じて計算します。

\*3 年金支払保証総額  
 年金額および死亡給付金額、死亡一時金額を計算する際に使用する金額をいいます。ご契約当初は一時払保険料と同額ですが、ステップアップやボーナスの加算によって増加し、年金のお受け取りや据置運用期間中の一部解約によって減額します。



運用でふやした分を毎年確保できます。

国際分散投資されたバランスファンド(特別勘定)で積極的に運用します。(☞9~10ページ)  
 ご契約日から1年経過ごとに年金支払保証総額\*がステップアップするチャンスがあります。(☞11ページ)  
 さらに「ボーナスプラン」では、ご契約日から5年経過後にボーナスが加算されます。(☞15~16ページ)

- ご注意事項①** 契約初期費用を一時払保険料から控除し、控除後の金額を特別勘定に繰り入れます。
- ご注意事項②** ステップアップの判定は、被保険者年齢が80歳になるまでとなります。
- ご注意事項③** 特別勘定での運用期間中は、保険関係費と運用関係費を控除します。



積極的な運用に安心の機能を。

年金総額は一時払保険料の100%、または105%を最低保証。  
 被保険者に万一のことがあった場合でも、すでにお受け取りいただいた年金の累計額とその時点における死亡一時金の合計額は、一時払保険料の100%、または105%が最低保証されます。(☞17~18ページ)

**ご注意事項④**  
 ご契約を解約・一部解約した場合は、積立金額での払い戻しとなり、最低保証はありませんので、解約返戻金額、死亡給付金額、年金額等のお受け取りになる金額の合計額が、一時払保険料を下回ることがあります。

# 早期受取プラン 「つかえる楽しみ」と「ふやせる期待」、しかも年金総額は「最低保証」。

ご契約日の1年経過後より年金をお受け取りいただけます。受取方法は、  
ご注意いただきたいポイント 年金をお受け取りいただいた分、積立金および年金支払保証

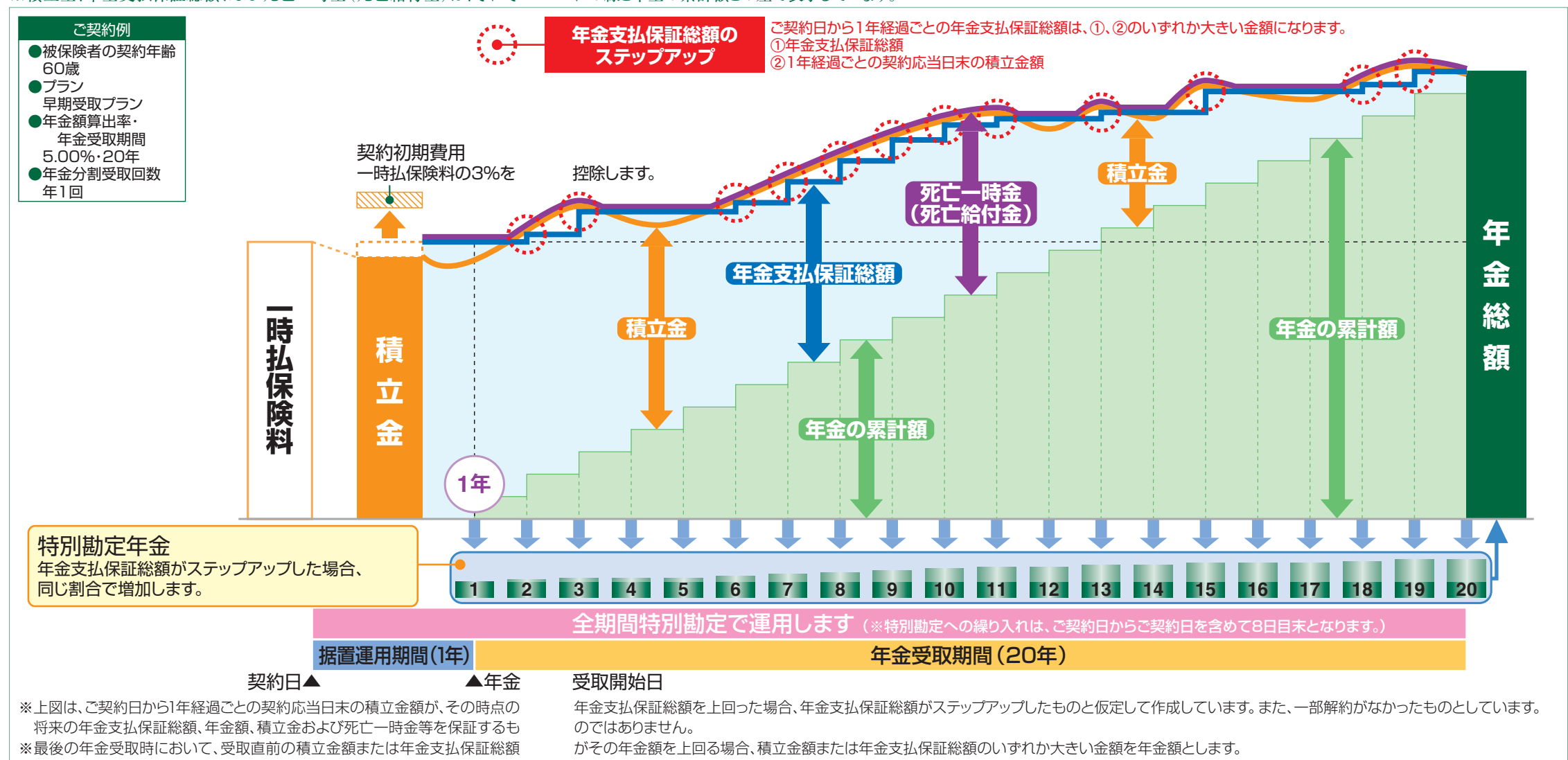


運用成果にかかわらず、  
**年金総額は、一時払保険料の100%が最低保証されます。**  
 ▲年金受取期間中に解約した場合は、積立金額での払い戻しとなり、最低保証はありませんので、解約返戻金とお受け取りいただいた年金の累計額との合計額が、一時払保険料を下回ることがあります。  
(「年金総額の最低保証がなくなる(変更される)場合について」p.17ページ)

待」、しかも年金総額は「最低保証」。毎月(12回分割)・隔月(6回分割)・年1回からお選びください。総額は減少します。

- 年金受取開始時の年金額は、ご契約日の1年経過後の年金支払保証総額の5.00%・3.33%・2.50%のいずれかとなります。(p.17ページ)
- ご契約日から1年経過ごとの契約応当日末の積立金額がその時点の年金支払保証総額を上回った場合、年金支払保証総額は積立金額までステップアップします。その場合、年金額は年金支払保証総額がステップアップした割合と同じ割合で増加します。(p.11ページ)  
 ▶年金支払保証総額がステップアップするチャンスは、被保険者年齢(満年齢)80歳までとします。
- 全期間(据置運用期間\*、年金受取期間)を通じ、特別勘定で運用します。  
\*ご契約日からご契約日を含めて8日目末に、特別勘定へ繰り入れます。
- 据置運用期間中に被保険者が亡くなられた場合の死亡給付金は、一時払保険料の100%が最低保証されます。

早期受取プランのイメージ図 積立金と年金支払保証総額  
※積立金、年金支払保証総額および死亡一時金(死亡給付金)は、それぞれは、年金をお受け取りいただいた分、減少します。この線と年金の累計額との差で表示しています。



# ボーナスプラン



# ステップアップとボーナス加算で

# 「ふやせる期待」がさらに大きくふくらみます。ManuPort

ご契約日の5年経過後に年金支払保証総額の5%が加算され、契約応当年金をお受け取りいただいた分、積立金および年金支払保証

**ご注意いただきたいポイント**

**105%  
最低保証**

運用成果にかかわらず、年金総額は、一時払保険料の105%が最低保証されます。

▲年金受取期間中に解約した場合は、積立金額での払い戻しとなり、最低保証はありませんので、解約返戻金とお受け取りいただいた年金の累計額との合計額が、一時払保険料を下回ることがあります。

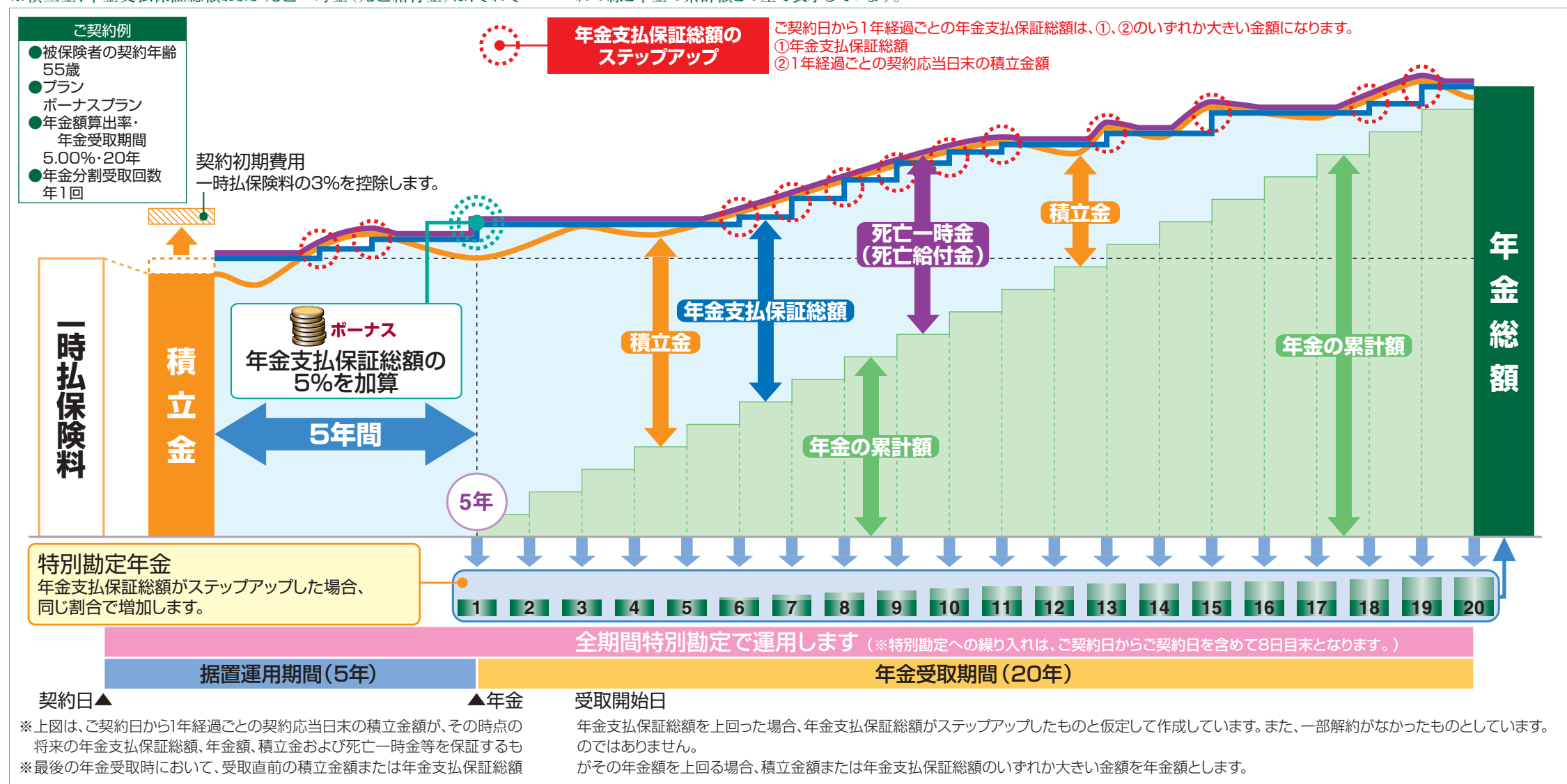
(「年金総額の最低保証がなくなる(変更される)場合について」17ページ)

日より年金をお受け取りいただけます。総額は減少します。

- ご契約日から1年経過ごとの契約応当日末の積立金額がその時点の年金支払保証総額を上回った場合、年金支払保証総額は積立金額までステップアップします。(11ページ)
- ご契約日の5年経過後の年金支払保証総額は、ステップアップ判定後の年金支払保証総額にその5%が加算された金額となります。(15～16ページ)
- 年金受取開始時の年金額は、ご契約日の5年経過後の年金支払保証総額の5.00%・3.33%・2.50%のいずれかとなります。(17ページ)
- 年金支払保証総額がステップアップした場合の年金額は、年金支払保証総額がステップアップした割合と同じ割合で増加します。(11ページ)
  - 年金支払保証総額がステップアップするチャンスは、被保険者年齢(満年齢)80歳までとします。
- 全期間(据置運用期間\*、年金受取期間)を通じ、特別勘定で運用します。
  - \*ご契約日からご契約日を含めて8日目末に、特別勘定へ繰り入れます。
- 据置運用期間中に被保険者が亡くなられた場合の死亡給付金は、一時払保険料の100%が最低保証されます。

ボーナスプランのイメージ図 積立金と年金支払保証総額は、※積立金、年金支払保証総額および死亡一時金(死亡給付金)は、それぞれ

年金をお受け取りいただいた分、減少します。この線と年金の累計額との差で表示しています。



# 特別勘定 大切なご資産は、全期間、国際分散投資

# された特別勘定で運用します。

株式の組入比率を40%まで高め、国内外の債券等にも幅広く分散投資さ

れたバランスファンドをご用意しました。

## ●特別勘定の運用方針

主として日本株式、日本債券、外国株式および外国債券に分散投資します。各資産への投資は、それらの資産に投資を行う投資信託を通じて行います。高い長期資産価値の増加を見込み、資産価値増加の可能性の大きい資産に効率的に国際分散投資します。

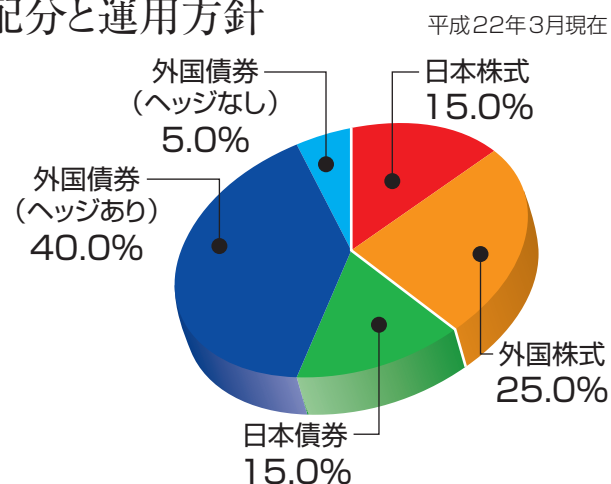
特別勘定名	主な投資対象となる投資信託	費用	
		運用関係費	保険関係費
国際分散型ファンド40	国際分散型ファンド40 (適格機関投資家向け)	特別勘定の投資対象となる投資信託の信託財産に対し(信託報酬*) 年率 <b>0.33915%</b> (税抜:0.323%)	特別勘定の資産総額に対し 年率 <b>2.56%</b>

\* 信託報酬以外にかかる費用(信託事務の処理に要する費用、受託者の立替えた立替金の利息ならびに、この信託の監査人、法律顧問および税務顧問に対する報酬および費用など)は、費用の発生前に金額や割合を確定することが困難なため表示することができません。また、これらの費用は特別勘定がその保有資産から負担するため、基準価額に反映することとなります。したがって、お客様はこれらの費用を間接的に負担することとなります。  
\* 運用関係費は、運用手法の変更、運用資産額の変動等の理由により将来変更される可能性があります。  
\* 主な投資対象となる投資信託の運用会社は、日興アセットマネジメント株式会社です。

## ●主な投資対象となる投資信託の基本資産配分と運用方針

- 国際分散投資によりリスクの低減をはかりながら、中長期的な信託財産の成長をめざして運用を行います。
- 主として、日本株式、日本債券、海外株式および海外債券の4つの資産に投資するマザーファンド受益証券に投資を行います(ファミリーファンド方式)。

※基本資産配分比率は、今後変更することがあります。  
※特別勘定、特別勘定の運用方針および特別勘定の主な投資対象となる投資信託は、今後変更することがあります。  
※ご契約者(年金受取開始日以降は年金受取人)は、特別勘定資産の運用方法について、一切の指図はできません。  
※特別勘定には、各種支払等に備え、一定の現金、預金等を保有することがあります。  
※特別勘定および注意事項の詳細については「契約締結前交付書面(契約概要/注意喚起情報)」「ご契約のしおり/約款」「特別勘定のしおり」を必ずご一読ください。



## ●特別勘定への繰り入れ

ご契約日からご契約日を含めて**8日目**に、一時払保険料の**3%**を契約初期費用として一時払保険料から控除し、控除後の金額を特別勘定に繰り入れます。

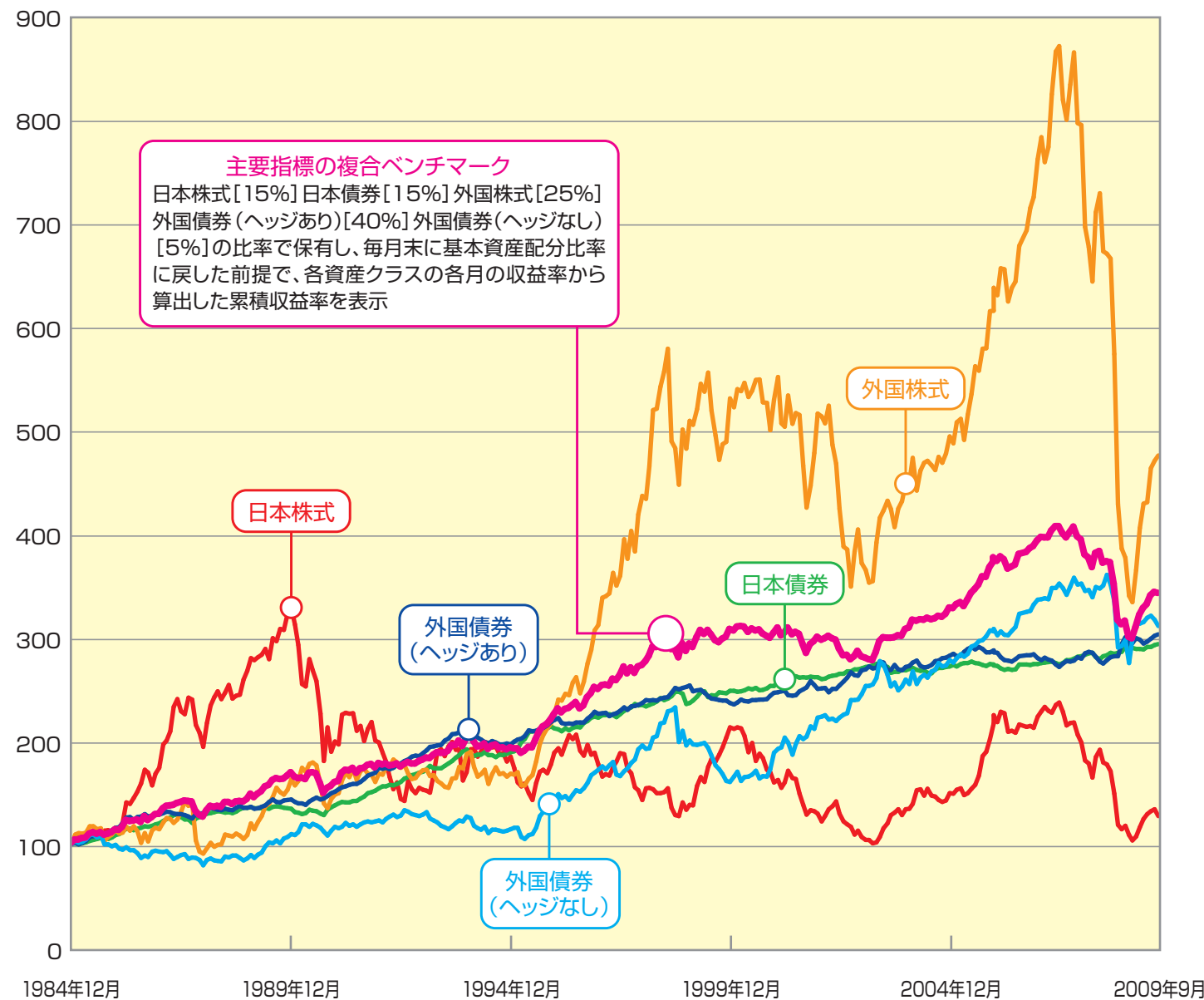
## 投資信託の運用会社のご紹介



日興アセットマネジメントは、2009年、創立50周年を迎える歴史と伝統ある資産運用会社です。お客様のあらゆるニーズに対応できるよう、多様な投資対象、投資スタイルにわたる商品を高度な専門性のもとに提供することを使命と考えています。

## ●主要指標の推移と分散投資効果

下のグラフは、日本株式・日本債券・外国株式・外国債券(ヘッジあり)・外国債券(ヘッジなし)の5つの資産の主要指標、およびそれらを組み合わせた複合ベンチマークの推移を、1984年12月末を100とした各月末数値(指数)でグラフ化したものです。



■主要指標 日本株式: TOPIX (東証株価指数)、日本債券: 日興債券パフォーマンスインデックス(総合)、外国株式: MSCIコクサイインデックス(円ヘッジなし・円ベース)、外国債券(ヘッジあり): シティグループ世界国債インデックス(除く日本、ヘッジあり・円ベース)、外国債券(ヘッジなし): シティグループ世界国債インデックス(除く日本、ヘッジなし・円ベース)  
■データ期間 1984年12月末~2009年9月末  
■データ出所 株式会社東京証券取引所、日興フィナンシャル・インテリジェンス株式会社、MSCI Inc.、シティグループ・グローバル・マーケット・インク

▲ 上記における各主要指標の推移を表すグラフは、過去のデータを指数化して作成したものであり、指標の優劣を推量するものではありません。また、「主要指標の複合ベンチマーク」はあくまで仮定のものであり、「マニユポート」の特別勘定とは異なります。いずれも将来の運用成果を保証または示唆するものではありません。

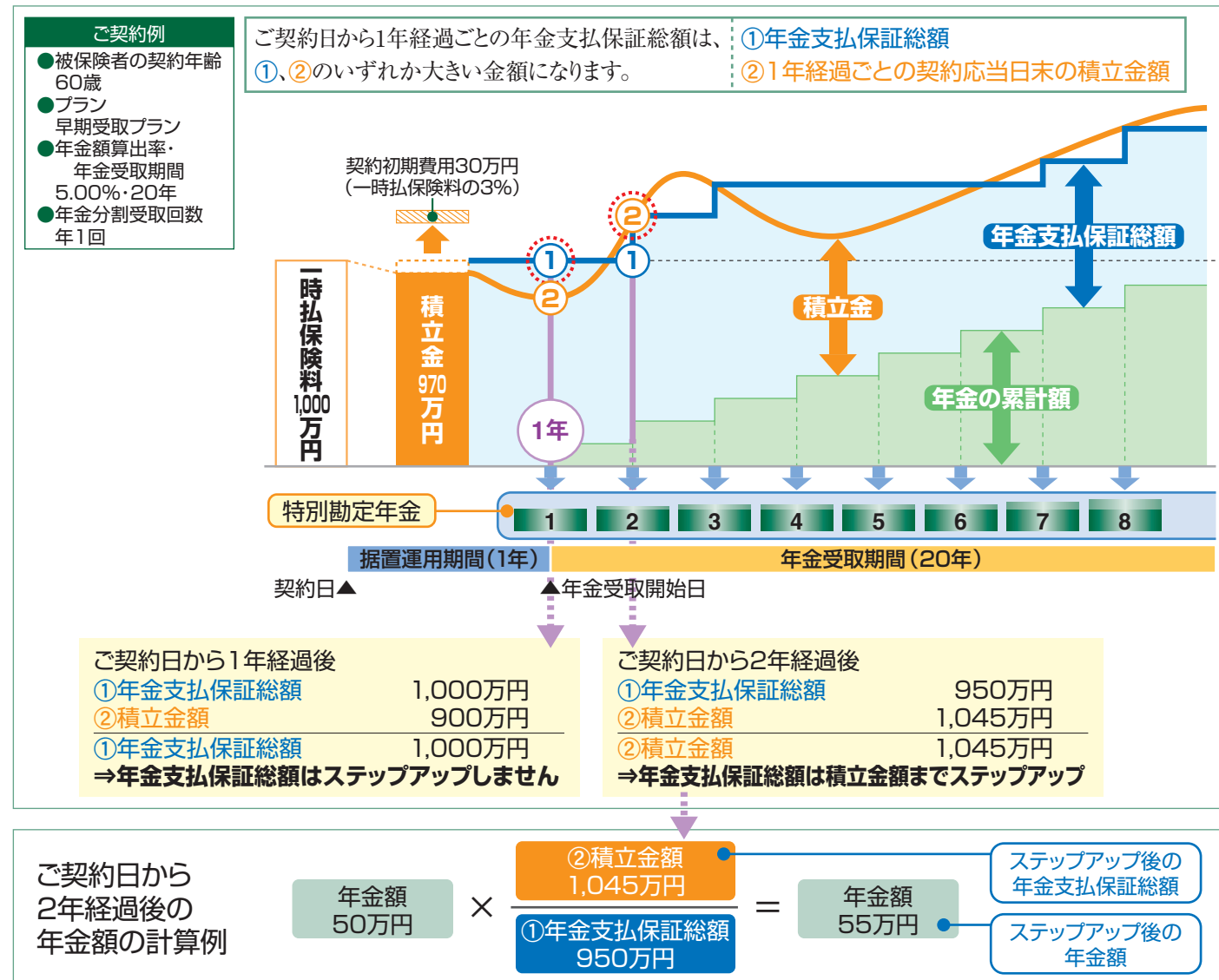
# ステップアップ① 年金支払保証総額のステップアップ

# ご参考データI

運用でふやした分を毎年確保できます。

- ご契約日から1年経過ごとの契約応当日末の積立金額が、その時点の年金支払保証総額を上回った場合、年金支払保証総額は積立金額までステップアップします。
  - 積立金がなくなった場合および年金の継続受取をお選びいただいた場合、年金支払保証総額のステップアップはありません。(☞17～18ページ)
- 年金支払保証総額がステップアップした場合の年金額は、年金支払保証総額がステップアップした割合と同じ割合で増加します。ステップアップ後の年金額は下がることがありません。
  - \*下記の計算例をご参照ください。
- 年金支払保証総額がステップアップするチャンスは、契約応当日における被保険者年齢(満年齢)80歳までとします。

**ステップアップのイメージ図** 積立金と年金支払保証総額は、年金をお受け取りいただいた分、減少します。  
 ※積立金および年金支払保証総額は、それぞれの線と年金の累計額との差で表示しています。

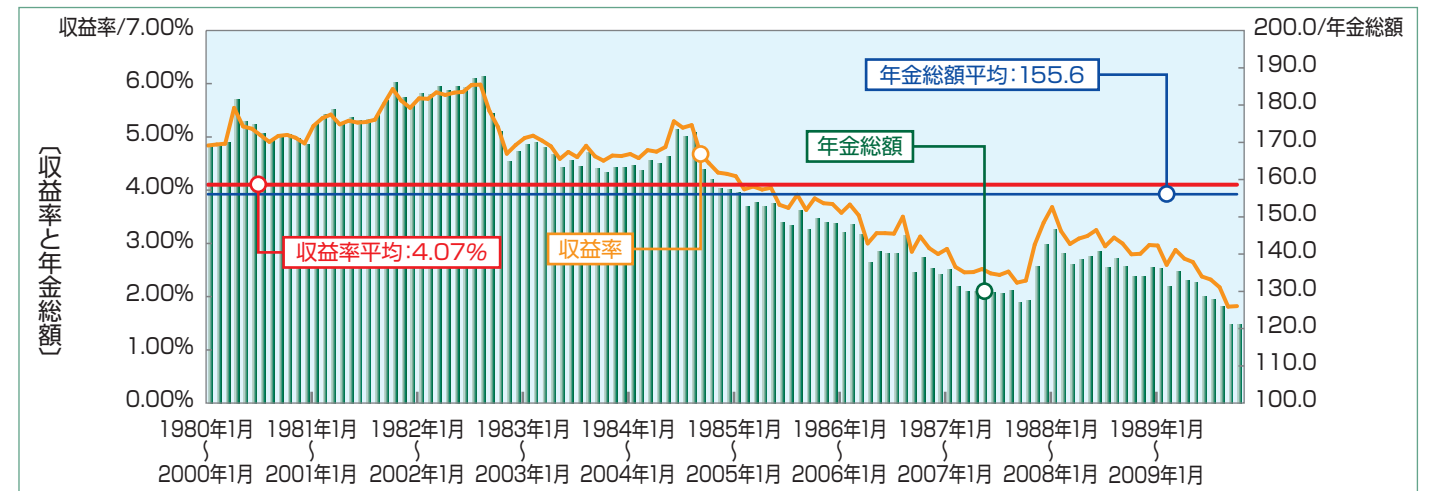


※上記のイメージ図では死亡一時金(死亡給付金)の表示を省略しています。  
 ※積立金額・年金支払保証総額等は、ステップアップのしくみをご理解いただくため、わかりやすい数値で設定しています。将来の積立金額・年金支払保証総額等を保証するものではありません。

▲「ManuPort」は、2006年11月13日より前には存在していません。したがって、このページに掲載されている数値・グラフは、すべて過去のインデックスデータをもとに算出した仮定のもので、実際の「ManuPort」の年金総額、ステップアップ回数、収益率等の実績を示したものではありません。

## ●早期受取プランのシミュレーション①

- 下のグラフ・表は、過去のインデックスデータをもとに、「ManuPort」の早期受取プラン(年金額算出率5.00%・年金受取期間20年)の商品性に基づき、年金総額、収益率\*1、ステップアップの回数\*2をシミュレーションしたものです。
- 投資対象は、日本株式、日本債券、外国株式、外国債券(ヘッジあり)、外国債券(ヘッジなし)の5つの主要指標を組み合わせたモデルポートフォリオとします。
    - 配分比率:日本株式15%、日本債券15%、外国株式25%、外国債券(ヘッジあり)40%、外国債券(ヘッジなし)5%
  - モデルポートフォリオの資産配分は、毎月末に基本資産配分比率にもとじます。
  - シミュレーションのスタート時点においては3%の契約初期費用、シミュレーション期間を通じて年率2.89915%の諸費用がかかると仮定し、それらを控除して計算しています。なお、取引にかかる税金は考慮していません。
  - 年金は年1回受取とし、年金支払保証総額のステップアップや、年金支払保証総額がステップアップした場合の年金の増額の処理等、「ManuPort」の商品性にそって行います。ただし「ManuPort」ではご契約日よりご契約日を含めて8日目末から運用が開始されますが、その考慮はしていません。
  - シミュレーション対象期間は1980年1月1日から2009年10月1日までです。
    - 1980年1月1日から2000年1月1日、1980年2月1日から2000年2月1日までというように、1ヵ月ずつずらして期間を設定し、それぞれの期間ごとに年金総額、収益率、ステップアップの回数を算出しています。
    - 各期間における最初の時点をもとに100ポイントとし、指数化して計算しています。
    - \*1: この場合の「収益率」とは、各期間における最初の時点の100を投資元本とし、それを元手に年金が20年支払われると仮定した場合、年金総額が投資元本に対してどれくらいの収益をもたらすことになるかを年率換算で求めたものです。
    - \*2: 年金支払保証総額のステップアップのチャンスは最高20回あるものとします。



(年金支払保証総額がステップアップした回数)

ステップアップ回数	0~3回	4回	5回	6回	7回	8回	9回	10回	11回	12回	13回	14回	15回	16回	17~20回
該当データ数(合計118個)	0	1	2	8	8	10	18	14	14	11	13	5	12	2	0

- シミュレーションデータ作成 イボットソン・アソシエイツ・ジャパン株式会社
- 主要指標 日本株式:東証1部上場株式全銘柄の時価総額加重平均、日本債券:日興債券パフォーマンスインデックス(総合)、外国株式:MSCIコクサイ・インデックス(円ベース)、外国債券(ヘッジあり):1985年以前はイボットソン・アソシエイツ・ジャパン外国債券ポートフォリオ(ヘッジあり)、1985年以降はシティグループ世界国債インデックス(除く日本、ヘッジあり・円ベース)、外国債券(ヘッジなし):1985年以前はイボットソン・アソシエイツ・ジャパン外国債券ポートフォリオ(ヘッジなし)、1985年以降はシティグループ世界国債インデックス(除く日本、ヘッジなし・円ベース)
- 主要指標データ出所 イボットソン・アソシエイツ・ジャパン株式会社、日興フィナンシャル・インテリジェンス株式会社
- 主要指標データ期間 1980年1月1日~2009年10月1日
- シミュレーションデータ数 118個

▲この参考データは、各インデックスの過去データをもとに作成されたものであり、「ManuPort」の実際の特別勘定の運用成績を示すものではなく、表示されたデータの確実性を保証するものではありません。また、将来においても同様の仮定の数値を示すことを保証または示唆するものではありません。

- ▲当参考データはイボットソン・アソシエイツ・ジャパン株式会社の著作物です。イボットソン・アソシエイツ・ジャパン株式会社の承諾なしの利用、複製等は損害賠償、著作権法上の罰則の対象となります。
- ▲当参考データに基づき判断、実行された投資行動の結果について、イボットソン・アソシエイツ・ジャパン株式会社、マニユポート生命保険株式会社および日興コーディアル証券株式会社は一切責任を負いません。

▲「マニポート」は、2006年11月13日より前には存在しておりません。したとに算出した仮定のもので、実際の「マニポート」の年金支払保証総額、

がって、当ページに掲載されている数値・イメージ図はすべて過去のインデックスデータをも積立金額、年金額等の実績を示したものではありません。

▲この参考データは、各インデックスの過去データをもとに作成されたものであり、「マニポート」の実際の特別勘定の運用成績を示すものではなく、表

示されたデータの確実性を保証するものではありません。また、将来においても同様の仮定の数値を示すことを保証または示唆するものではありません。

●早期受取プランのシミュレーション②

下のイメージ図は、12ページにおける「早期受取プランのシミュレーション①」の中から、1989年10月1日から2009年10月1日までの期間をとりあげ、その期間の年金支払保証総額、積立金額、年金額、年金総額とステップアップの回数のシミュレーション結果をもとに作成したものです。

- 投資対象は、日本株式、日本債券、外国株式、外国債券（ヘッジあり）、外国債券（ヘッジなし）の5つの主要指標を組み合わせたモデルポートフォリオとします。  
配分比率：日本株式15%、日本債券15%、外国株式25%、外国債券（ヘッジあり）40%、外国債券（ヘッジなし）5%
- モデルポートフォリオの資産配分は、毎月末に基本資産配分比率にもとじます。
- シミュレーションのスタート時点においては3%の契約初期費用、シミュレーション期間を通じて年率2.89915%の諸費用がかかると仮定し、それらを控除して計算しています。なお、取引にかかる税金は考慮していません。
- 年金は年1回受取とし、年金支払保証総額のステップアップや、年金支払保証総額がステップアップした場合の年金の増額の処理等、「マニポート」の商品性にそって行います。ただし「マニポート」ではご契約日よりご契約日を含めて8日目末から運用が開始されますが、その考慮はしていません。
- 当該期間における最初の時点をもとに100ポイントとし、指数化して計算しています。シミュレーションの結果の数値は、右の表にてご確認ください。

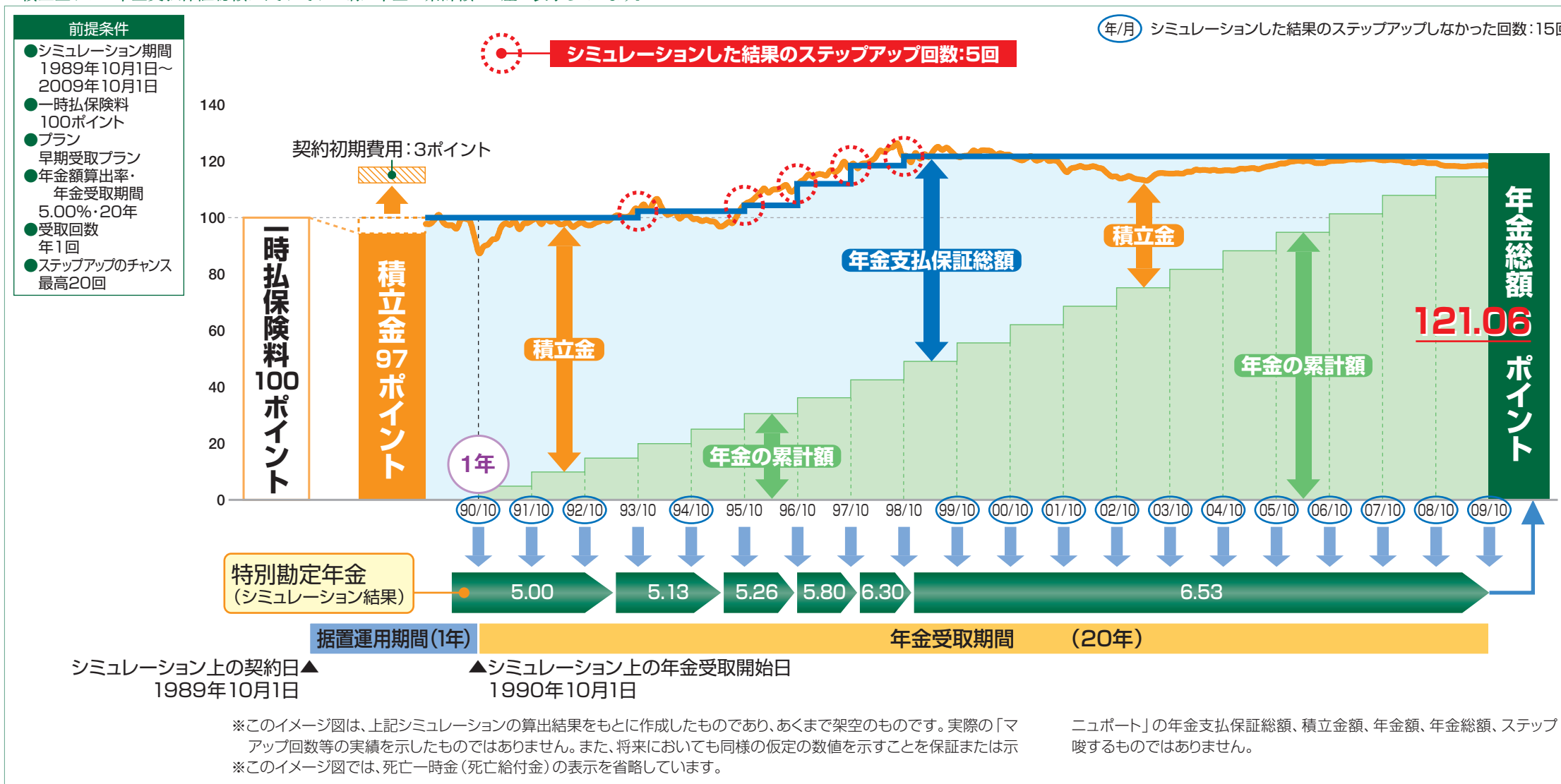
シミュレーションの結果数値（シミュレーション期間：1989年10月1日～2009年10月1日）

	ご契約時(89年10月)	90年10月	91年10月	92年10月	93年10月	94年10月	95年10月	96年10月	97年10月	98年10月	99年10月
年金支払保証総額	100.00	100.00	95.00	90.00	87.21	82.08	79.00	81.22	82.01	78.42	71.88
積立金額	97.00	86.59	93.34	86.64	87.21	78.59	79.00	81.22	82.01	78.42	71.37
年金額		5.00	5.00	5.00	5.13	5.13	5.26	5.80	6.30	6.53	6.53
年金の累計額		5.00	10.00	15.00	20.13	25.26	30.52	36.32	42.63	49.17	55.70

収益率(→12ページ) 1.79%	00年10月	01年10月	02年10月	03年10月	04年10月	05年10月	06年10月	07年10月	08年10月	09年10月
	65.35	58.81	52.28	45.74	39.21	32.67	26.14	19.60	13.07	6.53
	64.82	53.10	44.22	39.42	34.17	30.03	24.34	18.16	9.88	3.17
	6.53	6.53	6.53	6.53	6.53	6.53	6.53	6.53	6.53	6.53
	62.24	68.77	75.31	81.84	88.38	94.92	101.45	107.99	114.52	121.06

※上表の数値は、小数点以下第3位を切り捨てて表示しています。  
※上表の年金支払保証総額と積立金額は、シミュレーション上の契約応当日におけるステップアップ判定直後の数値（年金額の数値を差し引く前）を表示しています。

早期受取プランのシミュレーションイメージ図 積立金と年金支払保証総額は、年金をお受け取りいただいた分、減少します。  
※積立金および年金支払保証総額は、それぞれの線と年金の累計額との差で表示しています。



- シミュレーションデータ作成  
イボットソン・アソシエイツ・ジャパン株式会社
- 主要指標（インデックス）  
日本株式：東証1部上場株式全銘柄の時価総額加重平均  
日本債券：日興債券パフォーマンスインデックス（総合）  
外国株式：MSCIコクサイ・インデックス（円ベース）  
外国債券（ヘッジあり）：シティグループ世界国債インデックス（除く日本、ヘッジあり・円ベース）  
外国債券（ヘッジなし）：シティグループ世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）
- 主要指標データ出所  
イボットソン・アソシエイツ・ジャパン株式会社  
日興フィナンシャル・インテリジェンス株式会社
- 主要指標データ期間  
1989年10月1日～2009年10月1日

▲当参考データはイボットソン・アソシエイツ・ジャパン株式会社の著作物です。イボットソン・アソシエイツ・ジャパン株式会社の承諾なしの利用、複製等は損害賠償、著作権法上の罰則の対象となります。  
▲当参考データに基づき判断、実行された投資行動の結果について、イボットソン・アソシエイツ・ジャパン株式会社、マニライフ生命保険株式会社および日興コーディアル証券株式会社は一切責任を負いません。



# ステップアップ②(ボーナスプランの場合)

# 5年間じっくり

# り運用いただいたことへの贈りもの。

年金受取開始まで5年間運用した成果に対して5%のボーナスが加算され

ます。

- ボーナスプランの場合、ご契約日の5年経過後の年金支払保証総額は、ステップアップ判定後の年金支払金額となります。このとき加算される5%を「ボーナス」といいます。
- 年金受取開始時の年金額は、ボーナス加算後の年金支払保証総額の5.00%・3.33%・2.50%のいずれかとなります。(☞17ページ)
- ▶ ボーナスプランをお選びいただき、ご契約日から5年以内に一部解約された場合、年金支払保証(一部解約後の年金支払保証総額の計算方法について☞19ページ)

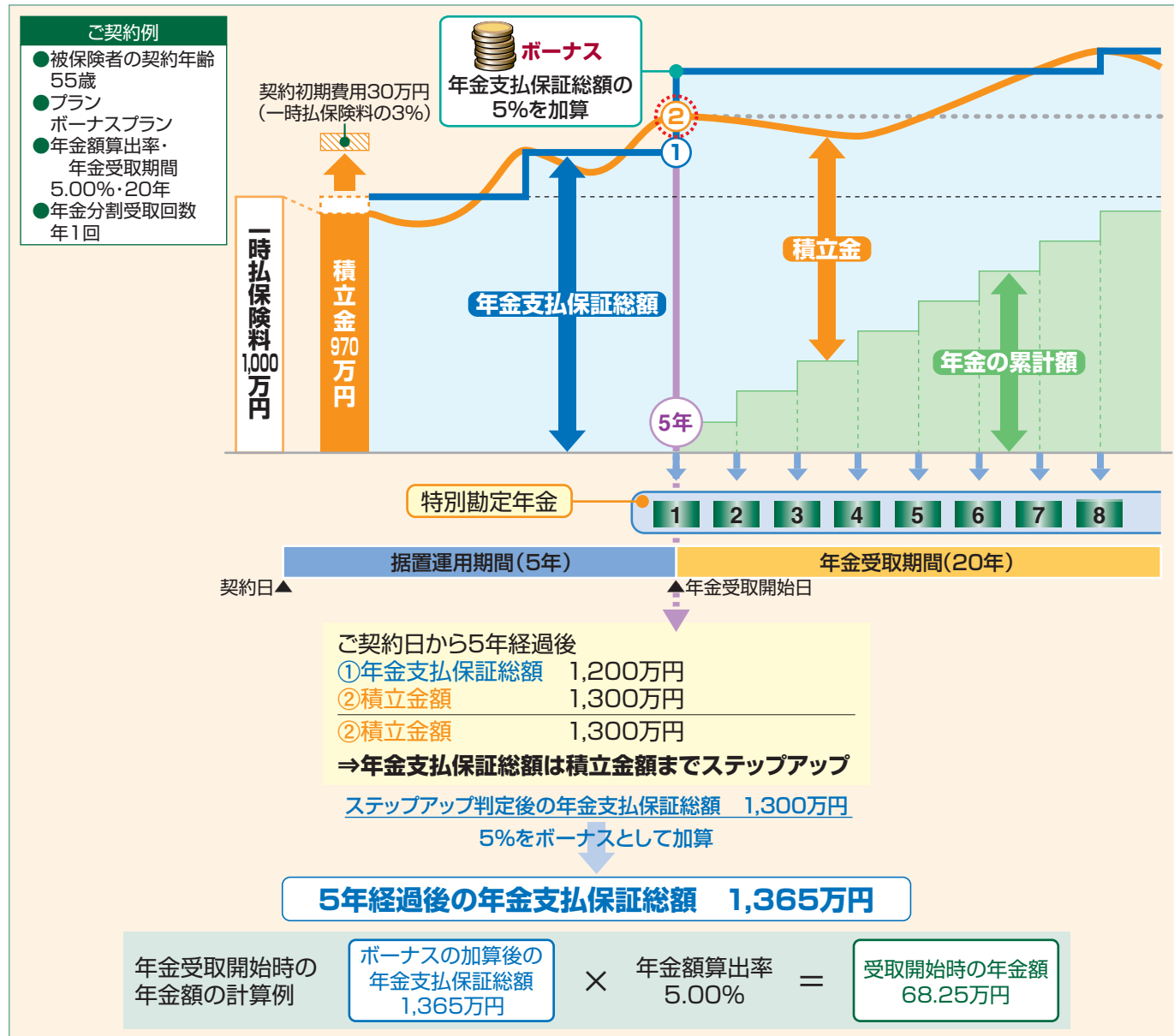
払保証総額にその5%が加算され  
れかとなります。(☞17ページ)  
総額が変更されます。



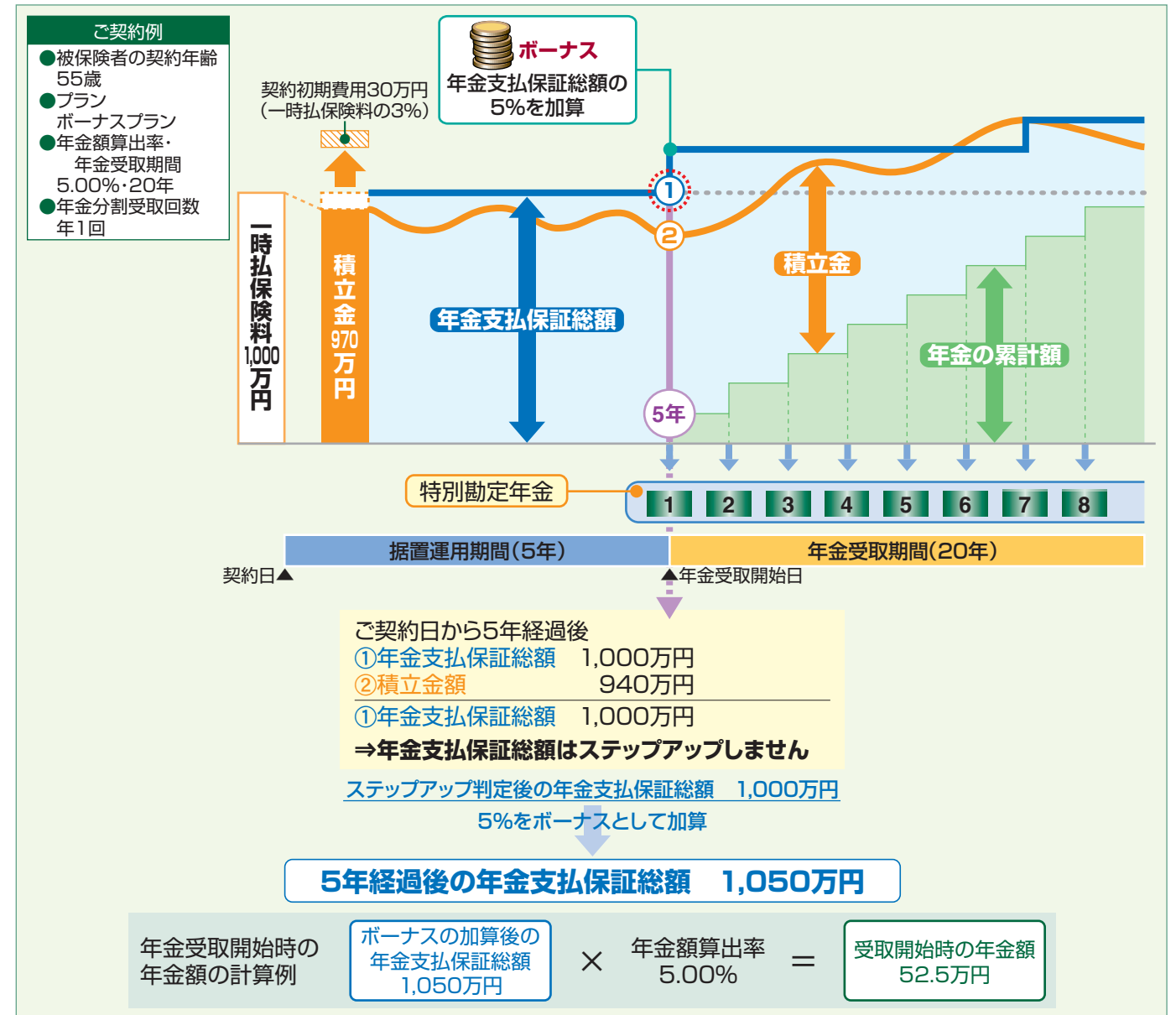
## ボーナスプランでご契約日の5年経過後のイメージ図

積立金と年金支払保証総額は、年金をお受け取りいただいた分、減少します。  
※積立金および年金支払保証総額は、それぞれの線と年金の累計額との差で表示しています。

### 〔据置運用期間中にステップアップした場合〕



### 〔据置運用期間中にステップアップしなかった場合〕



※15、16ページのイメージ図では、死亡一時金(死亡給付金)の表示を省略しています。

※積立金額・年金支払保証総額等は、ステップアップおよびボーナスの加算のしくみをご理解いただくため、わかりやすい数値で設定しています。将来の積立

金額・年金支払保証総額等を保証するものではありません。

# 年金総額の最低保証 積極的な運用に安心の機能を。

年金総額は一時払保険料の100%、または105%が最低保証されます(解約・

一部解約がなかった場合)。

- 積立金がなくなった場合でも、その時点の年金額は、その後も年金受取期間満了まで毎年お受け取りいただけます。
  - 積立金が運用期間中になくなった場合
    - ・ 年金支払保証総額のステップアップはありません。
    - ・ 解約した場合、解約返戻金はありません。

- 被保険者がお亡くなりになった場合、年金支払保証総額と積立金額のいずれか大きい金額を死亡給付金(据置運用期間中)または死亡一時金(年金受取期間中)としてお支払いします。
- 年金受取期間中に被保険者がお亡くなりになった際の死亡一時金と、すでにお受け取りいただいた年金の累計額との合計額は、一時払保険料の100%、または105%が最低保証されます。
  - 据置運用期間中に被保険者がお亡くなりになった場合の死亡給付金は、「早期受取プラン」「ボーナスプラン」とも一時払保険料の100%が最低保証されます。
  - 据置運用期間中に一部解約した場合は、死亡給付金、または死亡一時金とそれまでにお受け取りいただいた金額との合計額が一時払保険料を下回る可能性がありますので、ご注意ください。(P19ページ)

**100%**  
最低保証

**早期受取プラン**

**105%**  
最低保証

**ボーナスプラン**

つぎの場合、ご契約時の年金総額の最低保証はありません。

- ご契約を解約した場合 (P19ページ)
- 据置運用期間中に一部解約した場合 (P19ページ)

### 特別勘定年金

- 年金受取期間中に特別勘定で資産を運用する年金を特別勘定年金といいます。
- 年金受取開始時の年金額は、年金受取開始日の年金支払保証総額に年金額算出率を乗じた金額となります。
 

例：年金受取開始日の年金支払保証総額が1,000万円で、年金額算出率5.00%を選択した場合  
 $1,000万円 \times 年金額算出率 5.00\% = 50万円$  (年金受取開始時の年金額は50万円となります。)
- 年金額算出率は下記の中からご契約時にお選びいただけます。それぞれの年金額算出率に年金受取期間が設定されています。

年金額算出率・年金受取期間		
5.00%・20年	3.33%・30年	2.50%・40年

※年金額算出率 3.33%については、実際に年金額を計算する際には、年金受取開始日の年金支払保証総額に「1/30」を乗じて計算します。

- 年金受取開始日前であれば、年金額算出率を変更することができます。
- 最後の年金を受け取る契約当日の年齢は、105歳以下とします。そのため、お選びいただける年金額算出率・年金受取期間は、ご契約時の年齢とプランによって異なりますのでご注意ください。(「各種お取り扱いについて」P20ページ)
- 年金は分割して受け取ることもできます。年金分割受取回数は全期間を通じて変更が可能です。

年金分割受取回数
年1回、年6回(隔月)、年12回(毎月)のいずれか

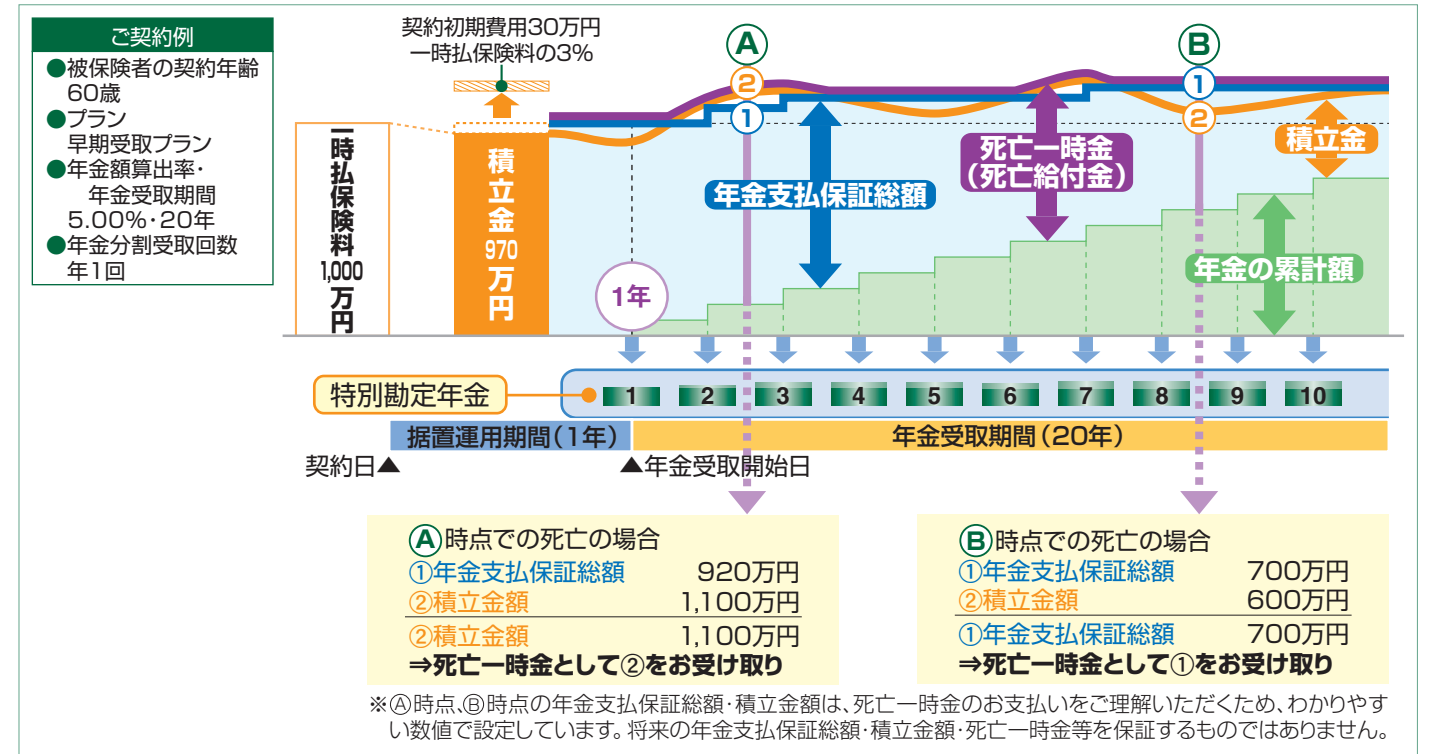
※実際に変更が適用される日は、変更前後の年金分割受取回数によって異なります。

- 年金額は、年金支払保証総額がステップアップした場合、同じ割合で増加します。
- 年金受取期間中も保険関係費および運用関係費がかかります。
- 最後の年金受取時において、年金支払保証総額または積立金額が年金額を上回る場合には、年金支払保証総額または積立金額のいずれか大きい金額を年金額とします(年金の継続受取をお選びいただいた場合も同様のお取り扱いとなります)。

⚠年金の一括受取および年金受取期間中の一部解約はできません。

- 【指定代理請求特約】**
- 年金受取人が被保険者の場合、ご契約者(年金受取開始日以後は年金受取人)は、所定の範囲内で1人を指定代理請求人にあらかじめ指定することができます。
  - 年金受取人が年金を請求する意思表示ができない等の場合、指定代理請求人は、年金受取人の代理人として年金を請求することができます。
- 【後継年金受取人指定特約】**
- ご契約者(年金受取開始日以後は年金受取人)は、年金受取人が年金受取開始日以後にお亡くなりになった場合の新たな年金受取人(後継年金受取人)をあらかじめ指定することができます。

**イメージ図** 積立金と年金支払保証総額は、年金をお受け取りいただいた分、減少します。  
 ※積立金、年金支払保証総額、死亡一時金(死亡給付金)は、それぞれの線と年金の累計額との差で表示しています。



### 遺族年金特約 (ご契約時・据置運用期間中)

据置運用期間中に被保険者がお亡くなりになった場合、死亡給付金の全部または一部を年金基金とし、死亡給付金受取人が確定年金をお受け取りいただけます。(年金種類P20ページ)

- この特約は、被保険者生存時は契約者の、被保険者がお亡くなりになった後(死亡給付金が支払われる前)は死亡給付金受取人のお申し出により付加できます。

⚠死亡給付金が支払われた後にこの特約を付加することはできません。

### 年金の継続受取 (年金受取期間中)

被保険者がお亡くなりになった場合、年金受取人(被保険者と年金受取人が同一の場合はその相続人)のお申し出により、死亡一時金のお受け取りにかえて、特別勘定で運用する年金の継続受取をお選びいただけます。

- 年金の継続受取開始時の年金額はその直前の年金額となります。
- 年金の継続受取開始後、年金支払保証総額はステップアップしません。
- 年金の継続受取は、年金受取期間満了により終了します。

※年金の継続受取開始後の解約のお取り扱いはありませんが、年金の一括受取は可能です。その場合は、つぎのいずれか大きい金額をお受け取りいただけます。

- ・ 一括受取請求をマニュアル生命が受け付けた日の年金支払保証総額
- ・ 一括受取請求をマニュアル生命が受け付けた日の翌営業日の積立金額

# 諸費用および解約について

## 諸費用

### 契約初期費用

契約初期費用	一時払保険料の3%
--------	-----------

※一時払保険料の3%を契約初期費用としてご契約日からご契約日を含めて8日目末に一時払保険料から控除し、控除後の金額を特別勘定に繰り入れます。保険契約の締結等に必要の費用です。

### 保険関係費と運用関係費

- 据置運用期間中(特別勘定繰り入れ後)および年金受取期間中は特別勘定の積立金に、下記年率の1/365を乗じた金額を積立金から毎日控除します。
- 死亡一時金のお受け取りにかえて年金の継続受取をお選びいただいた場合にも、保険関係費、運用関係費がかかります。
- 積立金がなくなった場合、保険関係費、運用関係費は控除しません。
  - ※保険関係費・・・死亡給付金、年金などの最低保証のための費用、保険契約の締結・維持などに必要な費用です。
  - ※運用関係費・・・特別勘定の運用にかかわる費用です。特別勘定の投資対象となる投資信託の信託報酬などが含まれます。また、運用手法の変更、運用資産額の変動等の理由により、将来変更される可能性があります。

保険関係費	運用関係費
特別勘定の資産総額に対し年率 <b>2.56%</b>	特別勘定の投資対象となる投資信託の信託財産に対し(信託報酬*)年率 <b>0.33915%</b> (税抜:0.323%)

\* 信託報酬以外にかかる費用(信託事務の処理に要する費用、受託者の立替えた立替金の利息ならびに、この信託の監査人、法律顧問および税務顧問に対する報酬および費用など)は、費用の発生前に金額や割合を確定することが困難なため表示することができません。また、これらの費用は特別勘定がその保有資産から負担するため、基準価額に反映することとなります。したがって、お客様はこれらの費用を間接的に負担することとなります。

### 年金管理費

- 遺族年金の年金受取期間中にかかる費用で、年金額の1%を毎年の年金受取日に責任準備金から控除します。遺族年金のお支払いの管理にかかる費用です。

## 解約

- 据置運用期間中または年金受取期間中にご契約を解約して、解約返戻金をお受け取りいただけます。ただし、ご契約を解約した場合、その保険の持つ効力はすべて失われます。
- 解約計算基準日(マニユライフ生命がご請求を受け付けた日の翌営業日)が特別勘定への繰入日前である場合、一時払保険料と同額の解約返戻金をお支払いいたします(一部解約がなかった場合)。
- 特別勘定への繰入日以降、解約返戻金は、特別勘定の運用実績によって毎日変動(増減)します。解約返戻金には最低保証がありませんので、次の場合は一時払保険料を下回ることがあります。
  - ・据置運用期間中の解約
  - ・年金受取期間中の解約(年金受取期間中の解約返戻金とそれまでの年金の累計額との合計額)
- 解約返戻金額は、解約計算基準日(マニユライフ生命がご請求を受け付けた日の翌営業日)における積立金額です(年金支払保証総額ではありません)。また、年金受取期間中に積立金がなくなった場合、解約返戻金はありません。

## 一部解約

- 据置運用期間中にご契約を一部解約して、解約返戻金をお受け取りいただけます。年金受取期間中は、一部解約のお取り扱いはできません。
- 一部解約した場合、年金支払保証総額は、一部解約により積立金額が減少した割合と同じ割合で減額されます。

$$\text{一部解約後の年金支払保証総額} = \text{一部解約前の年金支払保証総額} \times \frac{(\text{積立金額} - \text{一部解約金額})}{\text{積立金額}}$$

※一部解約後の年金支払保証総額が100万円未満となる場合は、一部解約をお取り扱いできません。  
 ※一部解約により年金額が5万円未満となる場合、年金でのお支払いは行わず、年金受取開始日の前日の積立金額をご契約者に一時金でお支払いします。この場合、年金受取開始日の前日にご契約が消滅したものとします。  
 ※一部解約した場合、年金支払保証総額が減額されるため、被保険者がお亡くなりになった際の死亡給付金、または死亡一時金とそれまでにお受け取りいただいた金額との合計額が一時払保険料を下回る可能性がありますので、ご注意ください。

# 各種お取り扱いについて

▲お選びいただいたプラン(「早期受取プラン」または「ボーナスプラン」)をご契約後に変更することはできません。

保険料のお取り扱い	200万円以上(1円単位) ※マニユライフ生命で変額個人年金保険のご契約がある場合は、合算して5億円を超えることができません。			
被保険者契約年齢	0～75歳 ※ご契約日における被保険者の満年齢です。			
据置運用期間	早期受取プラン：1年 ※ご契約日から年金受取開始日の前日までの期間です。ご契約日からご契約日を含めてボーナスプラン：5年 8日目末に、契約初期費用を控除した金額を特別勘定に繰り入れます。			
年金額算出率・年金受取期間	5.00%・20年	※最後の年金を受け取る契約当日の年齢は、105歳以下とします。そのため、お選びいただける年金額算出率・年金受取期間は、ご契約時の年齢とプランによって異なります。下記の表で×がついているご契約パターンではお申し込みいただけませんので、ご注意ください。		
	3.33%・30年			
2.50%・40年				
年金額算出率・年金受取期間	被保険者契約年齢	5.00%・20年	3.33%・30年	2.50%・40年
	0～65歳	○	○	○
	66～75歳	○	○	×
年金額算出率・年金受取期間	被保険者契約年齢	5.00%・20年	3.33%・30年	2.50%・40年
	0～61歳	○	○	○
	62～71歳	○	○	×
	72～75歳	○	×	×
年金受取人	契約者または被保険者			
告知	申込時に書面で職業について正しくお知らせください。			
保障の責任開始日	マニユライフ生命がご契約をお引き受けすると承諾したときは、一時払保険料のお払い込みと告知がともに完了した日にさかのぼり、ご契約上の責任を負い、責任開始の日を契約日とします。			
保険料の払込方法	一時払のみ			
契約者配当金	特別勘定での運用期間中は、配当金がありません。 遺族年金の年金受取期間中は、5年ごとに利差配当*を行います。 *年金基金についてはマニユライフ生命が運用を行い、その運用成果(利差)により剰余金が生じた場合、配当金をお支払いします。ただし、運用実績によっては配当金がない場合があります。			
契約者貸付	お取り扱いはありません。			
増額	お取り扱いはありません。			
遺族年金の年金種類	確定年金(5年・10年・15年・20年・25年・30年) ●年金額は、年金基金の金額に基づき、年金基金の設定時におけるマニユライフ生命の定める基礎率等(予定利率等)により計算されます。 ※年金額が5万円未満となる場合、遺族年金のお取り扱いはできません。 ※年金額が3,000万円を超える場合は、3,000万円を年金額とし、年金額3,000万円を基準としてマニユライフ生命の定める基礎率等(予定利率等)により計算された年金基金を超える部分について、当該部分を一時金で遺族年金の年金受取人にお支払いします。			

